

說林

東魏の兵制

濱口重國

目次

- 一 後魏末の北鎮・北邊州及び近衛軍
- 二 東魏の近衛軍及び四中府軍
- 三 東魏の京畿大都督
- 四 高氏の親軍

一 後魏末の北鎮・北邊州 及び近衛軍

先に私は「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」⁽¹⁾と題し鄙見を開陳して置いたが、本稿は其

東魏の兵制

の續篇であつて、先づ前篇で説き及ばなかつた後魏末の二三の事項に就いて論じ、ついで東魏の兵制に及び度いと思ふ。

(1) 北鎮の反亂

後魏が邊境防備の必要から北面の第一線に列置した軍鎮は、肅宗登極の頃、西より數へて敦煌⁽²⁾・高平・薄骨律・沃野⁽³⁾・懷朔・武川・撫冥・柔玄・懷荒・禦夷の都合十個鎮に達し、各その方面の相當廣い地域を管轄して、別に州郡を併置することをしなかつた。而して諸鎮の持つ國防上の役割を創設當初に遡つて言へば、懷朔・武川・撫冥・柔玄・懷荒の五鎮は、國の正北面防禦と、西は盛樂城の遙か彼方より東は濡源に及ぶ、拓跋部に取つて早くよりの根據地であり、從つて多

く離宮や山陵の存在した地域の確保を任とする外、背後間近に都平城を控へて直ぐ其の外廓を構成すると云ふ至重な責務を帯びたものである。沃野鎮は上記の五鎮と連絡して正北面防禦に參加する一方に於いては、遠く薄骨律・高平・敦煌の諸鎮と呼應して國の北西面防禦に當る任務とし、薄骨律・高平・敦煌等は孰れも方面の鎮遏を職とするものであつた。さて諸鎮の國防上の役割は茲に説くが如くであるが、啻に其の責務が重大な許りでなく、其の位置する所は概ね邊限遼絶にして人も亦稀であつた。依つて魏は鎮の創設と同時に盛んに蕃漢の良家豪宗——就中鮮卑が最多數を占めた——を配鎮永屯せしめ、以つて鎮軍の根幹とするの方針に出たのである。而して彼等の移鎮に當つては、廣陽王元深の上書に「昔皇始、以移防爲重、盛簡親賢、擁麾作鎮、配以高門子弟、慕爲之」⁽⁴⁾と有るにても知られるが如く、諸種の復除以死防遏、不但不廢仕宦、至乃偏得復除、當時人物、忻慕爲之」と有るにても知られるが如く、諸種の復除

の恩典を與へ、かつ彼等若しくは彼等の子孫に才幹優秀なる者あらば何時にも出仕せしむ可きを堅く約して、其の勞苦に報い前途に不安なからしめると共に、一死報國の念を愈々厚からしめることを忘れなかつたのである。のみならず元深の上書の一節にして「盛簡親賢、擁麾作鎮」とあり、之れを魏書列傳に徵して一層確められる様に、鎮の司令官たる鎮都大將以下の高官には、多く宗室乃至は威望ある臣下を任命して（但し彼等は鎮）、鎮事の管掌と配鎮諸民に對する撫御の道に遺憾なからんことを期したのである。斯の如き魏の恩威兼ね備つた政策は大體時宜に適した様で、徒鎮を命ぜられた良家豪宗は、永屯を少しも嫌はず寧ろ勇躍して國防の第一線に就いたのであるが、其の後は果してどう成つたであらうか。因みに北鎮の間には可成多くの高車の部衆が安撫されて居り、又犯罪を以つて徒鎮永屯された者もあつて、共に北鎮の兵力の一部を構成したのである。

先に高車に代つて漠北の主と爲り魏の北邊に大きな脅威を與へて居た例の柔然は、其の後思つた程の勢を見せず漸次衰微の兆を示したに反し、魏と南朝との交渉は年々忙しさを増して來たのである。此様に北邊が比較的の静穏となり、遂に南邊交渉が年を追うて頻繁さを加へる情勢に轉じたことは、やがて北鎮の國防上に於ける重要性を若干減少させずには置かなかつたのである。然し當時未だ魏の國都は北邊間近の平城に置かれて居り、首都防衛の見地からするも國家が諸鎮、就中正北面に位する沃野以下の六雄鎮の威力に恃む所は、激減とまでは行かなかつたであらう。けれども太和の世高祖孝文帝が、都を一氣に國の南邊に程遠くない洛陽へ遷し終つた後は、俄に事情が變つて了つた。遷都後に於ける魏の南邊防禦の緊要さ——と之れに伴ふ對南朝の侵略戰——は最早曩日の比でなく、此時以來魏の主要國防線は北より南へ移動し去つたと見て差支へなく、北鎮の

國防上の重要性は、創設當初の過半以上を失つたと斷じて少しも過言ではなくなつたのである。

以上は北鎮が國防上の重要性を激減するに至つた徑路であるが、果してかゝる情勢の變化は何等の影響も鎮民に齎らざなかつたであらうか。前篇にても論述した様に、高祖孝文帝は遷都の大計が決定し翌年、則ち太和十八年の秋七八月の交に、親しく車駕を北邊に進めて朔州及び懷朔・武川・撫冥・柔玄の諸鎮を巡行し、鎮兵の講武を閲し、鎮民に廣く優詒を賜ふと共に、地や々遠隔なるを以つて行幸し得なかつた沃野・懷荒の二鎮管内に對しては、使者を遣して恩旨を傳達せしめたのである。又懷荒鎮の更に東方、濡源の西北近くに新に一鎮を増設し名付けて禦夷鎮と呼んだのも、巡幸の時を去る間もない頃の出來事であつた。肅宗が正光五年八月丙申に發した詔勅の一節に、「高祖孝文皇帝、遠遼盤庚、將遷嵩洛、規遇北疆、蕩闢南境、選良家曾帥、增戍朔垂」⁽⁵⁾とあり、洛陽遷

都の際良家會帥を増派した事實を述べて居るが、定めし新設の禦夷鎮に對する處置を言うたものであらう。此等に依つて判る様に、高祖は遷都決行の前後に於いて親しく鎮民の辛苦を慰問し、かつ北防の萬全を庶幾して鎮の増設さへ行つたのである。然しかかる周到な用意の有無に關せず、既に我々の見て來た通り、北鎮の重要性激減は遷都を契機として否む可からざる事實となつて現前し終つたのであり、而して又次に我々が見るであらう如く、鎮民に對する政府の念慮も、遷都と云ふ重大事件に刺激されて一旦は天子親幸まで見るに至つたが、最早之れを最後として自後急速に冷淡さを加へて來るのである。

抑政府が北鎮創設の頃、移鎮永屯する良家豪宗に對して各種の恩典を附與するなど、務めて厚遇の方策に出た理由の一便是、當時北鎮が國防上の最重要線であり、多く彼等の奮戰力闘に俟たねばならなかつたからである。されば北鎮の重要性が激減した

晩に於いて、彼等鎮民に對する政府の態度が昔日の如き熱意を有せず、冷淡にさへ赴き兼ねないのが自然の成行であるが、事實は豫想以上にひどかつたのである。肅宗正光四年（北鎮に反亂の勃發する前年である）魏蘭根なる者が時の尙書令李崇に說いた言葉に

緣邊諸鎮。控攝長遠。昔時初置。地廣人稀。或徵發中原強宗子弟。或國之肺腑。寄以爪牙。中年以來。有司乖寔。號曰府戶。役同廝養。官婚班齒。致失清流。而本宗舊類。各各榮顯。顧瞻彼此。理當憤怨。更張琴瑟。今也其時。靜境寧遠。事之大者。宜改鎮立州。分置郡縣。凡是府戶。悉免爲民。入仕次叙。一准其舊。文武兼用。威恩並施。此計若行。國家庶無北顧之憂矣。

とあり、又廣陽王元深の上書の一節に（の上書である）

豐沛舊門。仍防邊戍。自非得罪。當世肯與之爲伍。征鎮驅使。但爲虞候白直。一生推遷。不過軍主。然其往世房。分留居京者。得上品。通官

在鎮者。便爲清途所隔。(中) 言者流涕。

とある。此等に依つて窺ひ知られる如く、洛陽遷都の後久しがらすして、政府は彼等鎮民を呼ぶに府戸(取つたのであらう)の如き侮辱的名稱を以つてし、往年下し置かれた恩典を履行せず出仕の道も閉鎖するに至つたのである。否政府の態度が豹變した許りではなかつた。魏蘭根や元深の言葉を玩味するに、世間の態度も著しく變化し、在洛陽その他の舊門は彼等鎮民の親族故舊に至るまで、最早共に肩を並べ婚姻を通ずるを潔しとせぬ、と云ふが如き社會的蔑視の状態にまで達着したことを看取し得るが、此等に就いては北鎮の重要性喪失以外の原因も多少認めねばなるまい。元來鎮民の根幹を形成した彼等が、良家豪宗の名の示す様に、嘗つては社會の比較的上層に位した人々であることは申す迄もない。然しそれに顧すれば、彼等の父祖が鎮に永屯を命ぜられたのは——遷都の頃興夷鎮増設に伴つて新に配備された者

若干あるを除き——肅宗即位の年より數へて既に八十年九十年の昔である。のみならず其の地は概ね文化圈内を遠く離れた北の涯であり、搗てゝ加へて自然の恩澤は極めて薄く、到底中原に在るが如き饒裕の生活を許さなかつた。若しさうだとすればいくら往昔の門胄は高くとも、やがて彼等の大多數が不知の間に文明の落伍者となり、粗野で無教育で其の上資力にも乏しいと云ふ甚だ香しからぬ部類の人間に成り下るのが必定である。と同時に世間が彼等の門胄に對して、昔日の如き無條件的尊敬を拂はなくなるもの不思議はない。況んや北鎮が重要性の過半以上を失つた結果として、政府の態度が從前に打つて變つて冷かとななり、結局彼等鎮民の大部分をして、一生鎮の卑職卑官に齷齪する外ない哀む可き貧士の群と化せしめつゝ在つたに於いては、平城より洛陽に移住し政治と文化との中心舞臺に引續き活躍せる文明の士より、一層侮蔑的言動に出でられるは當然

であらう。

さて帝都南遷の後久しからずして、鎮民が時の政府からは捨てゝ顧みられず社會からは輕蔑されるなど、甚だ慘な状態に陥つて來た事情は敍上の如くである。然し事情がどうあらうと、多年北鎮に在つて靖邊の大任を果し了せた彼等鎮民に、其の様な險頗と陵侮とが甘受される筈はなかつた。彼等が如何に諦め切れぬ不平と抑へ難き憤懣の情に驅られたかは、先に掲げた魏闡根や元深の言葉を見る通りである。否彼等の不平が單に不平に止まる譯はなく、必ずや國家に對する忠誠の念を消失せしめ、嚴肅なる可き軍紀をも痛く頽廢に赴かせるのは火を賭るより明かであるが、この憂慮に價する情勢に更に拍車をかけたものは鎮の高官の醜惡さであつた。魏書卷十

任城王澄傳

澄。以北邊鎮將選舉彌輕。恐賊虜闢邊。山陵危迫。奏求重鎮將之選。修警備之儀。詔不從。

とあり（時に肅宗）、高陽王元深の上書の一節にも
自定鼎伊洛。邊任益輕。唯底滯凡才。出爲鎮將。
轉相模習。專事聚斂。或有諸方姦吏。犯罪配邊。
爲之指蹕。過弄官府。政以賄立。莫能自改。咸
言姦吏。爲此無不切齒憎怒。⁴⁾

とあり、之れを魏書列傳に依つて見た鎮の高官任命の實際に徴して一層明瞭である様に、中央より派遣される鎮の高官は洛陽遷都後甚しく其の質を低下し、曩日の如き宗室或は重臣の駐劄は殆ど稀有と成つて了つたのである。蓋し之れも亦魏の主要戰線が南移し去つたことの齎す可き必然の現象に過ぎないが、かゝる愚劣陋識の徒を上長官に仰ぐ鎮民こそ甚だ不幸であつた。源思禮が世宗景明四年命を受けて北鎮を巡視した後朝廷に奉つた意見書の一節を見るに、「景明以來、北蕃連年災旱、高原陸野、不任營殖、唯有水田、少可蓄畝、然主將參謀、專擅腴美、瘠土荒疇、給百姓、因此困弊日月滋甚」⁵⁾とあり、又上の元深の上

書にも詳説してある様に、庸劣なる彼等高官の常として、自己本來の職責たる鎮事の管掌と鎮民の慰撫とに毫末の關心を持たず、返つて己の部下に在る坐法徒鎮の姦吏と相結んで、さなきだに窮屈の底に喘ぐ鎮民の膏血を絞り私曲を營むに忙しかつたのである。さすれば鎮の綱紀が益々紊れ、鎮民の大多數が愈々切齒憎怒の念を高めるのは知れ切つた話である。

而して又斯の如き鎮の病弊は、北鎮の間に安撫されて居た高車を始めとする各種の蕃族の上にも、深刻な害毒を及ぼさずには置かなかつたであらう。

以上我々が見て來た通り北鎮に年々不平不満が鬱積され、綱紀も士氣も將に墜廢の極に達せんとして居たのである。最早かゝる現状に及んでは、北鎮は國防軍たる資格を失つたと言つて差支へなく、假令鎮軍に出動を命ず可き事件の突發を見ても、彼等鎮軍が國家の爲め奮戦する氣など毛頭ある譯はないが、今頃國防軍の實の有無を氣遣ふより事實はもつ

と深憂に足るものがあつたに違ひない。孫紹の如き既に世宗末に於いて、「今疆敵窺時、邊黎伺隙、内民不平、久戍懷怨、戰國之勢、竊謂危矣、必造禍源者、北邊鎮成之人也。」⁽⁸⁾と言ひ、北鎮に憤懣の氣の昂する所反亂の必至なる可きを豫言したが、果して此不幸な豫言は其の後十年を出でずして適中を見たのである。肅宗正光五年春三月沃野鎮管内の一成城たる高闕に擧げられた反亂の火の手は、倏忽の中には沃野全管内を掩ひ、ついで高平鎮にも飛火した。然も賊の勢は頗る強く動亂が次第に四隣に波及するや、自餘の諸鎮も盡く其の渦中に捲き込まれ、今や北鎮・北邊州は言ふに及ばず、魏の過半域を收拾す可からざる混亂状態に陥し入れたのである。⁽⁹⁾

(2) 北邊諸州の防備軍

話は聊か遡るが、茲で北鎮反亂前に於ける魏の北邊諸州の防備軍に一瞥を與へて置き度い。

涼州方面一帶の地は先に沮渠氏の占據する所と爲

つて居たが、魏は世祖太延五年に之れが征討に向ひ、

高祖幸鄆。

都姑臧城を陥し入れて城内の戸三萬口二十餘萬を内地に徙して凱旋し、ついで其の殘黨の討伐を行ひ、眞君五年完全に沮渠氏の全領域を奪取し得たのである。さて魏書卷十三 高湖傳に「世祖時、除鎧西將軍涼州鎮都大將、鎮姑臧、甚有惠政、年七十卒」とあるを始めとし、引續き涼州鎮の名の史書に散見するに依つて明かなるが如く、魏は戦後涼州姑臧城を改めて涼州鎮としたのである（但し姑臧城陥落後直ぐ鎮）。かくて涼州は太和の頃まで鎮であつたが、魏書卷一百六下 地形志涼州の條に

神靡中爲鎮。太和中復。

とあり、同書卷十 九下城陽王長壽「鸞」傳に

夏州統萬城はもと赫連氏の根據地のあつた處で、

高祖時、拜外都大官。又出爲持節都督河西諸軍事、征西大將軍領護西戎校尉涼州鎮都大將。改鎮立州。以鸞爲涼州刺史姑臧鎮都大將。餘如故。後朝于京師。會車駕南征。領鎮軍將軍。定都洛陽。

其の勢力は今の中華人民共和国陝西省から鄂爾多斯方面に亘つてゐたが、魏は世祖始光三年に征討の軍を起し、統萬城の一角に侵入して多く敵兵を殺獲した上居民萬餘家を

とあるに徵すれば、洛陽遷都のやゝ前に至つて鎮を涼州に改めたこと、並びに新に姑臧鎮を州城内に併置して統兵備禦の任に當らしめたことが明瞭である（當時の一般方式に依れば刺史をして鎮）。然し姑臧鎮は太和の中頃以後史書に全く其の名を見せず、之れを當時魏の取つた一般的方針に照して、やがて專ら州のみとなり州刺史に統兵の責を負はしめたと断じて誤な様である。因みに言ふ。魏書地形志は最初涼州を鎮と定めた時期を「神靡中」と傳へて居る。けれども神靡年間と言へば未だ沮渠氏が嚴然として存在した時代であるから、地形志の所傳は何等かの理由に依る誘誤であらねばならぬ。

内地に徙して戻つた。ついで翌四年には統萬城を盡

以貪牴削封
(削封は太和)。

く屠つて、城内の宮女士人の殆ど大部分を捕虜にして引き上げ、やがて神䴥四年に至り其の餘勢の掃討を完了して赫連氏を全滅に至らしめたのである。翻つて魏書卷一百六下 地形志夏州の條に

赫連屈子所都。始光四年平。爲統萬鎮。太和十一年改置。治大夏。

とあり、之れを同書卷十陳留王虔「備」傳、同書卷十河南王曜「提」傳以下に徵して明かなる如く、統萬

城陥落後(かは不確である)此處を統萬鎮と定めたのであるが、既に地形志にも「太和十一年改置」とあれば、太和十一年に及んで鎮を改めて夏州としたことが判る。⁽¹⁾然らば改鎮爲州と同時に全然鎮を廢止して了つたかと云ふにさうではない。魏書卷十章武王大

洛「彬」傳に

出爲使持節都督東秦幽夏三州諸軍事・鎮西大將軍・西戎校尉・統萬鎮都大將・朔州(夏州の説)刺史。

東魏の兵制

とあるに依つて、先の涼州の場合の如く改鎮爲州と

共に、改めて統萬鎮を夏州城内に併置したことが確定する。けれども之れ亦長くは續かず、何時しか州のみと爲つて了つた様である。因みに言ふ。彬傳に潮州刺史とあるが、魏書卷十七高祖紀下太和十三年三月の條に「夏州刺史章武王彬、以貪牴削封」とあるのみならず、地理上からしても其の夏州の説なる可疑は疑を容れぬ。

朔州は北鎮反亂後、雲州と改名されかつ并州に寄治されるに至つたが、元は雲中盛樂城に治所を置いてゐたもので、この附近一帯は早く魏の根據地であつた由緒の深い所であるのみならず、魏都が未だ平城に在つた頃には直ぐ其の西北に當り、國防上からも重要な位置を占めて居たのである。かかる關係から魏は朔州に雲中鎮を併置して居た事がある。則ち

魏書卷四十三毛脩之傳に 從討和龍、別破三堡、賜奴婢牛

羊、是時、諸軍攻城、宿衛之士、多在戰陳、行宮人少、
雲中鎮將朱修之、劉義隆故將也、時從在軍、欲率吳兵、
謀爲大逆」とあるを始めとし、同書卷三司馬楚之傳に
尋拜假節侍中鎮西大將軍開府儀同三司雲中鎮大

將。朔州刺史。王如故。在邊二十餘年。以清儉著
聞。和平五年薨。

とあり、同じく躍傳に（金龍は楚之の子である）

顯祖在東宮。擢爲太子侍講。後襲爵。拜侍中鎮
西大將軍開府雲中鎮大將朔州刺史。徵爲吏部尚
書。太和八年薨。

とあり、同じく躍傳に（躍は金龍の弟である）

（略）還爲祠部尚書大鴻臚卿頽川王師。以疾表求
代兄。爲雲中鎮將朔州刺史。假安北將軍河內公。
（略）解任。太和十九年卒。（略）楚之父子相繼鎮雲
中。朔土服其威德。

とあるが如くである。因みに朔州は最初鎮であつた
ものを後に州に改めて鎮を併置するに至つたもの

か、將又始めから朔州に鎮を併置したのか其の點の
明瞭を缺く。さて朔州に雲中鎮を併置した時代の有
ることは判つたが、雲中鎮の名は右の躍傳のものを
最後とし、其の後絶えて史書に見出されないから、
程なく廢止の運命に出會したと断じて誤あるまい。

營州和龍城は先に馮氏の據つて北燕國を建てた所
である。魏はこれに對して延和元年以來屢々猛烈な
侵寇を試み、其の都度多くの土地と人とを獲得して
歸つたが、結局太延二年に至り馮文通が高句麗の援
軍の下に部衆を率んで彼地に逃亡し、此時以來馮氏
の版圖は全く魏の宗主權に服することとなつた。而
て魏書卷一地形志營州の條にて
魏書卷一百六十一

太延二年爲鎮。真君五年改置。
とあれば。和龍城陥落後一旦茲を和龍鎮とし、ついで
間もなく真君五年に營州に改めたことが判るであら
う。然し魏書卷三于栗磾「洛拔」傳に

出爲使持節散騎常侍寧東將軍和龍鎮都大將營州

刺史。以治有能名。進號安東將軍。又爲外都大

上書を見ると

官。會隴西屠各王景文等。恃險竊命。私署王侯。

(時に高宗興安元年十一月なり——本紀)

とあり、同書卷二 安豐王猛傳に

太和五年封。加侍中。出爲和龍鎮都大將營州刺

史。

とあるに依つて定かなるが如く、少くとも太和の初

期頃までは州に鎮を併置して居たのである。

恒州平城は言ふ迄もなく嘗つて魏の帝都が所在した地であつて緣邊の州を以つて目し難いが、既に前篇にても論述した様に、洛陽遷都の後暫くの間茲に平城鎮を併置し、統兵備禦の任に當らしめて居たことを申し添へて置き度い。

以上論證する所に依つて涼夏朔管等の緣邊の諸州並びに恒州の事情は判明したが、北鎮反亂直前に於ける此等諸州の防備は如何なる者の手に出て居たであらうか。第一項にても度々引用した廣陽王元深の

邊堅構迺。以成紛梗。其所由來。非一朝也。昔

皇始。以移防爲重。盛簡親賢。擁麾作鎮。配以

復除。當時人物。忻慕爲之。及太和在歷。僕射

李沖。當官任事。涼州土人。悉免斬役。豐沛舊

門。仍防邊戍。自非得罪。當世莫肯與之爲伍。

征鎮驅使。但爲虞候白直。一生推遷。不過軍主。

然其往世房。分留居京者。得上品。通官在鎮者。便爲清途所隔。(略)

と有るのである。注意すべきは元深が北鎮反亂の必至であつた所以を述べんとするに當り、涼州を引合に出し、然も「及太和在歷、僕射李沖、當官任事、涼州土人、悉免斬役、豐沛舊門、仍防邊戍」云々と言つて居る事實であらう。之れに徵すれば昔時涼州が鎮であつた頃、例の北鎮に同じく盛んに蕃漢の豪宗大家、就中鮮卑を多く配鎮永屯せしめたことが疑ないばかり

りでなく、其の後鎮が州に改められついで全く州の

りなかつたのである。

みと爲つた曉に於いても、依然として彼等豪宗大家の子孫が涼州防備軍の根幹を形成して居たことが窺はれるであらう。而して又沃野鎮に反亂が勃發した後間もない八月丙申、事態の意外に重大なるに驚いて俄に北鎮北邊の民に優諱を下して動亂の擴大を防止せんとした詔勅⁽⁵⁾の一節に、「朕叨承乾曆、撫馭宇宙、調風布政、思廣惠液、宜追術前恩、敷茲後施、諸州鎮軍、貫、元非犯配者、悉免爲民、鎮改爲州、依舊立稱」とあるに依れば、當時沃野其の他の北鎮の民が鎮貫に這入つてゐた様に、涼州等に於いても彼等豪宗大家の子孫は盡く州の軍貫に入り、民籍と別と爲して居たことが推知されるであらう。之れを要するに北鎮反亂前の涼州防備軍の根幹となすものは、嘗つて配備された蕃漢の豪族の子孫であつたのであるが、既に元深の上言にても明かなるが如く、彼等の間に不平不満の漲つて居たことは、北鎮に在る者と少しも變化

(3) 後魏末の近衛軍

北鎮反亂の直前に於ける後魏の近衛軍の構成は前篇に論明した通りである。依つて茲では、反亂の勃發より魏の分裂に至る凡十年間に生じた一二の變化

以上は總べて涼州に關する論證であるが、夏州・朔州・營州等も程度の差こそあれ涼州の場合より類推して妨げあるまい。否朔州の如きは其の地の位置と歴史とよりして、蕃漢の豪族殊に鮮卑の配鎮の多かつたことは涼州の比でないと考へられる。又恒州は舊帝都の地であり以前最も多く鮮卑部民の集中して居た所なれば、遷都後平城鎮を設置して居た時代は無論のこと、其の後も刺史統御の下に相當多數の鮮卑部隊が存在したと思はれる。なほ後に北鎮に反旗が翻るや、銃上の北邊諸州も概ね動亂に影響され、或は起つて反軍となり或は避難民となつて南下したのである。

を敍述するに止どめるであらう。

第一は武衛將軍の増員である。魏書卷一百官氏志に

普泰初。(略)侍中黃門武衛將軍並增置六人。

とあり、從前各衛(左衛と右衛と)に二員宛置いた武衛將軍を、前廢帝普泰初に至つて各衛三員宛都合六員に増

加した事が判る。言ふ迄もなく左右兩衛の長官は左衛將軍・右衛將軍であり、武衛將軍は其の副であるが後節に掲げる文献に依れば、武衛將軍の増員に伴ひ衛毎に所屬の軍士を三坊に分割し、武衛將軍各一人をして一坊の兵を統率せしめた様である(但し坊に分けと云ふのではない)。

(西暦二十六年)の創設にかかるものであり、庶子は文獻上孝昌二年十月の詔を以つて其の名の初出とするから、北鎮反亂(西暦二十四年)直前に於いて存在の確實なものは宗士隊のみであったのである。然し今や孝昌二年十月以後には、宗士・庶子・望士が總べて揃つた譯である。

なほ庶子に就いて附言す可き事項がある。魏書卷八十山偉傳を見ると、當時天下が無事泰平で仕官の道

が容易でなく、舊都より洛陽に移住して來た鮮卑部族の子孫などは殊に不平であつた、折から北鎮に反旗が翻され動亂は漸次北支全體に波及して容易ならざる事態を現前した、其處で時の領軍將軍(近衛軍の總司令官である)元父は、彼等の不平を解消し轉じて國難に盡瘁せしめんが爲め、先づ門資低く從つて比較的恵まれない部民を選んで傳(傳なる職名より推すに官命傳達など)に任用せん事を委請して勅許を得た、然るに之れを聞いて門資高き部民の子孫が黙つて居らず、我々も亦つて之れに任じたのであるが、望士は孝昌二年十月

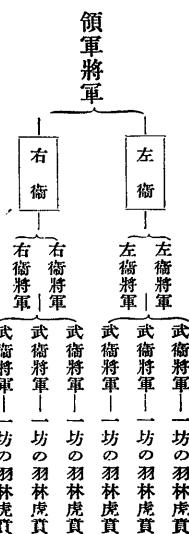
何等かの恩典に浴して當然と許り強請して止まない
ので、餘儀なく勳附隊なるものを創設し彼等豪族名
門の子弟を隊士に任命することとなつた、と云ふこ
とを記して

時天下無事。進仕路難。代遷之人。多不霑預。
及六鎮隴西二方起逆。領軍元叉。欲用代來寒人
爲傳。詔以慰悅之。而牧守子孫。授狀求者百餘
人。又欲杜之。因奏立勳附隊。令各依資出身。
自是北人悉被收斂。

と有るのである。翻つて私は前編で、魏書卷十出帝
紀永熙三年五月丙戌（西暦五）の條に「增置勳府庶子。
庸別六百人」と有るものと指摘すると共に、之れを
隋唐の制度に參照して、左衛と右衛とに其れ其れ勳
府を設けて庶子を分統する仕方が、遅くとも後魏末
以來行はれて居たと云ふことを論證して置いたが
(因みに宗士庶子も夫々府を建て、分統されて居たに相違)、庶子則
ち貴族の子弟を依資出身せしめたもの、然も孝昌二

年十月の詔を以つて其の名の初出とするもの、を直
接統轄する府が勳府であつたとすれば、山偉傳に「門
資高き部民の子孫を依資出身せしめて勳府隊を作つ
た」とある勳附隊とは、必ずや勳府の異稱であり、勳
附隊士こそは庶子であつたに相違あるまい。さて勳
府隊の何物であるかは判つたが、かう判つて見れば
前に不明であつた庶子隊創設の年代も自然闡明さ
れ、正光五年三月より翌孝昌元年二月に至る凡一年
の間に在ると決定されるであらう。何故となれば山
偉傳に依つて勳附隊則ち庶子隊の創設は、北鎮の反
亂（正五年春）以後、元叉の領軍將軍解任（は正光元年七月
以前であり、解任は孝昌元年二月の事では考⁽¹⁾）以前なることが明瞭だからであ
る。

北鎮反亂後近衛軍の組織上に生じた變化は大體以
上に盡さる。依つて後魏の分裂直前に於ける近衛軍
の組織を圖示すれば左の如くである。



- (8) 魏書卷七十八孫紹。
 (9) 一々記るきないけれども本稿起草に當つて岡崎博士著「魏晉南北朝通史」に負ふ所が多い。

○なほ左右兩衛に宗士隊・庶士隊・勇士隊あり。
 ○千牛備身等の侍從武官並びに之れを統領する領左右は、當時未だ領軍將軍の司令下に入らず、従つて近衛軍を以つて目すべからざるものであつたと推定される。⁽¹²⁾

註

- (1) 本學報第貳拾貳卷第二號「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」。
 (2) 敦煌鎌に就いては前篇則ち右論文の註第三十を参照され度
 (3) 前篇に於ける沃野鎮の位置に關する私の考説は誤である。
 (4) 魏書卷十八廣陽王建閭「深」傳。北史卷十六も之れに同じである。
 (5) 魏書卷九肅宗紀。
 (6) 北齊書卷二十三魏蘭根傳。
 (7) 魏書四十一源賀「懷」傳。
 (11) 元父の領軍補任と解任との時期は、魏書卷十六京兆王黎七太興傳には「還復前爵改封西河、轉守衛尉卿」とあるのみである。
 (12) 前篇第十七頁參照。

二 東魏の近衛軍及び四中府軍

(1) 近衛軍

魏書官氏志は職官の沿革を記して東魏末に及ん

で居るが、直接近衛軍の組織に關するものは、第一節第三項に引用した後魏の普泰初に於ける武衛將軍増員の記事を以つて最終とする。然し乍ら魏書北齊書に徵するに領軍將軍・左衛・左衛將軍・右衛將軍・武衛將軍・羽林虎賁の名稱を始めとし、上下の統屬關係は殆ど全く後魏に同じであるから、魏書官氏志が東魏時代の變革を記さないのは、傳を缺いて居るのでなく、寧ろ東魏と後魏末とに於いて近衛軍の組織に大なる變化の無かつた證據と看做す可きであらう。

然らば近衛軍の主體を形成する羽林虎賁の出身はどうであつたか。隨書卷二食貨志を見ると、「魏自永安之後」の條に

天平元年。遷都於鄆。出粟一百三十萬石。以振貧人。是時六坊之衆。從武帝而西者。不能萬人。餘皆北徙。並給常廩。春秋二時賜帛。以供衣服之費。

と有る。之れに依れば後魏が東西に分裂した際、孝武帝(出帝なり)に隨駕して關西に宇文泰の下に赴いた近衛兵は六坊の中僅に萬人に足らず、其の餘の大半は孝靜帝に扈從して新都鄆に移り、引續いて東魏一代の近衛軍の根幹を形成したことが明瞭である。又後魏時代の近衛兵が殆ど總べて洛陽の地に移住した鮮卑部民の子孫に出て居たことを想起すれば、新に東魏の近衛兵と爲つた彼等の十中八九が鮮卑であつたことも疑ない。否この點は、右食貨志の續きに

及文宣受禪。多所創革。六坊之内徒者。更加簡練。每一人必當百人。任其臨陳必死。然後取之。謂之百保鮮卑。

とあり、東魏の實權者たる高歡の子高洋が東魏の禪

を受けて北齊を創めるに當り、先に洛陽から移つて

其の儘東魏の近衛兵と爲つた六坊の軍士に對し、更に精選を加へ驍果の士幾何かを簡拔して百保の鮮卑と名付けた、と有る事實に徴して一層明瞭にされるであらう。因みに、謂ふ所の六坊とは胡三省の「魏蓋」以宿衛士、分爲六坊」なる見解⁽¹⁾を以つて的確とす可きであらう。蓋し後魏末武衛將軍を六員に増加した

際、左右兩衛所屬の羽林虎賁を六坊に分つて、武衛將軍各一人をして一坊の軍士を統領せしめたのであ

り、東魏も亦此制度を踏襲して居たのであらう。

終りに宗士・庶子・望士である。東魏に於ける彼等

の出身を明確に傳へた文獻は見當らない。然し東魏は後魏に引續き鮮卑中心の色彩の強い國であつた、

のみならず近衛兵の場合よりすれば、後魏の三隊士にして其の儘東魏の隊士となつた者も相當あつたと考へられる。さすれば從前通り隊士に鮮卑貴族の子弟の多かつたことは疑を容れまい。

(2) 四中府軍

前篇で論明した様に、後魏は洛陽遷都後その分裂に至るまで、都の四周則ち司州の東西南北の軍事上の重要な地點に、各一個の中郎將府を設けて京師の外廓防禦に當らしめて居たのであるが、魏書卷十孝靜帝紀天平元年閏十二月の條に

初置四中郎將。於礓石橋置東中。蒲泉置西中。
濟北置南中。洛水置北中。

と有るに依れば、東魏も亦郷城遷都の年（孝靜帝の郷城到着は天平元年十一月）の暮近くに、後魏を範として四中府を帝城の四方に設置したことが判る。なほ魏書卷一百地形志司州魏尹貴鄉縣の條に「有東中郎將治」とあり、東

中府は正に魏尹貴鄉縣に設置されたことが確である。魏書本紀に謂ふ所の礓石橋は定めし貴鄉縣に存在するのであらう。次に北齊書卷二薛循義傳を見るに「天平中、除衛將軍南中郎將、帶汲郡太守」とあり、前篇所論の如く若し中郎將をして郡太守を兼任せし

めんとなれば、中郎將府の所在する郡であらねばならぬから、薛循義が南中郎將を以つて汲郡太守を帶びたと云ふ事實は、南中郎將府が汲郡管内に所在したことと物語る筈である。殘る西北二中府は、其の名の示す様に司州のほど西・北の二地點に位したことが疑ないだけで、正確な位置は定め難い。魏書本紀は蒲泉及び洛水の二地名を擧げて二府の位置を示して居るけれども、生憎蒲泉洛水が何處であるか見當付け得ない。

四中府を管轄する者は、魏書卷一百一十三官氏志に武定

七年五月の詔を載せて「詔、以四中郎將、世宗永平中、權隸領軍、今還護軍」とあるが如く、後魏の世宗永平以來引續き領軍將軍であつた。因みに武定七年(北齊の前年)に護軍將軍の管轄に復歸したことなどは、論述上の都合もあり旁、東魏末の出來事であるから一切後稿に譲るであらう。四中府の兵員に關する詳細なる事項は今之れを知るに由ないが、府所在地の民

を箇點すると共に若干の近衛兵が配備されたと推定して大過あるまい。なほ後魏時代を参考にまで記すと、各府に府戸を設置して子孫長く府の兵員たらしめる外、若干の徒隸なども配して府の雜役や兵役に驅使し、更に世宗が四中府を領軍將軍の司令下に移管してからは、近衛兵の配備も行つたのである。

(13) 通鑑卷一百五十六梁紀十二武帝中大通六年十二月、隋書食貨志の記事引載の條。

三 東魏の京畿大都督

(1) 後魏末に於ける京畿大都督の新設

後魏の肅宗正光五年に起つた北鎮反亂を導火線とする北支の擾亂が未だ鎮定を見ない内に、王室内紛の犠牲となつて肅宗が武泰元年二月(西暦五二八年)に暴崩するの不祥事を生じた。弑逆者は靈太后一派の士である。此時動亂の波の中に在つてよく鳩兵養士に努め、中央乗出の機會を狙つて居たものに山西の梶雄

余朱榮があつた。彼は飛變の報に接するや、直ちに王室匡正に名を借りて洛陽へ進軍を開始した。途中大した抵抗も受けず、魏の一族元攸即ち孝莊帝の奉戴、及び靈太后以下宗室公卿等凡一千數百人の殺戮を敢行し、容易く洛陽の實權を手にするを得たのである。時に武泰元年四月十三日であつた（翌十四日に改泰を建義と改）。余朱榮は其れより暫く洛陽に滯在して事變の後始末に當つて居たが、五月に入るや腹心を留めて魏主孝莊帝の監視に任じ、自らは一旦根據地なる晉陽に歸還し、暫時休養の後九月には、葛榮の討伐に河北に向ひ、之れを溢口に擊破して其の餘衆を盡く降服させることに成功したのである。葛榮は當時北鎮北邊の反民を最も多く輩下にし河北一帶の地に猛威を揮つてゐた賊の大勢力であつたから、彼の敗亡は自然その餘の群賊を震懾せしめ、さしも北支を鼎沸させた大動亂も茲に一先づ終結の貌と爲つた。依つて九月乙亥孝莊帝は靖難の大功を記念する爲め、

建義を永安と改元し、かつ優渥なる勅語を余朱榮に賜うて厚く行賞したのである。然し乍ら魏の國難は之だけでは済まなかつた。不幸にも難局は更に難局を招致して、一度北鎮反亂に遭つて顛沛した魏の運命は、年一年と衰滅の淵に引摺り込まれて行く外なかつたのである。先に魏の宗室の一人なる北海王元顥は、余朱榮入洛後身を梁朝に投じて降臣と爲つたが、やがて永安二年梁朝援助の下に、孝莊帝に對し魏の王位を争ふ可く洛陽を目指して北上を試みることになつた。之れが有名な元顥の北還事件である。元顥の向ふ所實に破竹の勢であつた。彼は魏の邊城を續け様に突破して瞬く暇に京城に肉迫し、孝莊帝の河北に走ると入れ代りに帝位に洛陽に即いた。勿論元顥の勢力は永續するを得ず、急を聞いて余朱榮が山西より出動するに及び、忽ち敗走して洛陽は再び孝莊帝を迎へることとなつた。けれども一時の混亂は名狀す可からざるもののが有つた。然も此騒動の翌

永安三年には又もや重大事件が持ち上つたのである。孝莊帝は余朱榮の手に擁立された天子である。併し決して彼に全幅の信頼を置いて居たのではない、寧ろ過ぐる奉戴の年より、不遜暴虐の彼の態度には内心甚しい嫌惡と憤懣を感じ、好機到来を待ち構へて居たのであるが、間もなく兩者乖離の表面化する日は訪れた。永安三年九月孝莊帝は事に託して巧に余朱榮の入京を促し、驕放なる彼の隙に乗じて禁中に誅殺する、と同時に余朱氏一族の勢力を洛陽より驅逐し去つたのである。茲に於いてか晉陽に留守を預つて居た余朱兆以下の一族は直ちに結束して報復の師を起し、同年十二月に洛陽の守備を破つて亂入し、自己に反対した王公百官の虐殺を行つた後、新に元暉を立て、建明元年と改元した。かくて余朱氏の勢力は洛陽に再建されるに至つたのである。なほ翌建明二年二月には、元恭即ち前廢帝を擁立して普泰と建元した。

莊帝初。除安西將軍光祿大夫。封樂鄉縣開國

以上は肅宗暴崩以後數年間に於ける中央政局の推移であるが、之れを評して混沌の二字に盡ざるであらう。然も眼を四周の形勢に轉すれば、洛陽及び山西・河北に余朱氏一族が依然たる勢力を張つて居るとは言へ、榮の亡きあと新たに一族の主と爲つた兆の到底鼎輔の大器に非ざるに反し、關西に飛將軍宇文泰あり關東に風雲兒高歡あり、孰れも漸く不動の地歩を占めんとし、今や余朱氏の没落と後魏の分裂とは必至の情勢に在つたのである。

翻つて魏の元鷺の墓誌に

建義元年。(略)其年七月。以本官。除領軍將軍
京畿都督。

とあり、北齊書十一慕容儼傳に

孝昌中(武泰中)。余朱榮入洛。授儀京畿南面都督。永安中。西荊州。爲梁將曹義宗所圍。

とあり、魏書十五余朱度律傳に

伯。(略) 又除衛將軍左光祿大夫。兼京畿大都督。榮死。與世隆赴晉陽。

とあり、北齊書十卷二 叱列平傳に

榮死。平與榮妻及余朱世隆等北走。長廣王睥立。授右衛將軍。加京畿大都督。

とあり、魏書卷八 鮑斯椿傳に

余朱世隆之立前廢帝也。椿參其謀。以定策功。

拜侍中驃騎大將軍儀同三司京畿北面大都督。

とあるが如く、余朱榮入洛の年より京畿大都督或は

京畿都督・京畿南面都督・京畿北面大都督などの官名

を見出しが、恐らく京畿大都督の下に更に南面北面等の都督を分置したと見て誤ないであらう。而して
魏書卷十三 官氏志に

永安已後。遠近多事。置京畿大都督。復立州都督。俱總軍人。

とあり、京畿大都督の職は先述の如き騒然たる政局に備へんが爲め新に設けられたものなることが明瞭

である。然し乍ら本職新設の目的はもつと外にも有つたのである。今、京畿大都督等の職に就いた者を調査して見ると、元驚を始めとし概ね余朱氏と握手せる者乃至は其の親近者である。のみならず永安以後、魏室分裂の一、二年前まで洛陽の實權を握つて居たものは余朱氏であつた。さすれば彼此照合して、

京畿大都督新設の發案者が余朱榮であり、かつ余朱氏の爲めに洛陽監視と云ふ重大責務をも負はしめたものであつたことが疑ないであらう。

(2) 東魏の京畿大都督

北齊書卷十 清河王岳傳に

天平二年。除侍中六州軍事都督。尋加開府。岳辟引時賢。以爲僚屬。論者以爲美。尋都監典書。

復爲侍學。除使持節六州大都督冀州大中正。俄拜京畿大都督。其六州事。悉詣京畿。時高祖統務晉陽。岳與侍中孫騰等。在京師輔政。元象二年。遭母憂去職。岳性至孝。盡力色養。母若有

疾。衣不解帶。及遭喪哀毀骨立。高祖深以憂之。

毎日遣人勞勉。尋起復本任。二年。除兼領軍將軍。興和初。世宗入總朝政。岳出爲使持節都督

冀州刺史。侍中驃騎開府儀同如故。

とあり、同書

三世宗文襄紀に

天平元年。加使持節尚書令大行臺并州刺史。三

年入輔朝政。加領軍左右京畿大都督。時人雖聞

器識。猶以少年期之。而機略嚴明。事無凝滯。於

是朝野振肅。大(元)象元年。攝吏部尚書。(略)

武定四年十一月。神武西討。不豫班師。文襄馳赴軍所。侍衛還晉陽。五年正月丙午神武崩。

とあり、同書

四卷顯祖文宣紀に

武定元年。加侍中。二年轉尚書左僕射領軍將軍。五年。授尚書令中書監。京畿大都督。武定八年。世宗遇害。

とあるに依つても明がなる如く、東魏も亦京畿大都督を設けたのであるが、後の議論の都合上清河王岳

の頃母の喪に遭つて一時職を辭したが、間もなく舊職に復して領軍將軍を兼任し、かくて興和初世宗文

傳以下に若干の考説を加へて置き度い。

清河王岳が何時京畿大都督に補任されたか岳傳だけでは判り兼ねるが、岳傳に「除使持節六州大都督冀州大中正、俄拜京畿大都督、其六州事、悉詣京畿」とあるものを、魏書卷一百官氏志に

天平四年夏。罷六州都督。悉隸京畿。其京畿大都督。仍不改焉。立府置佐。

とあるに照合すれば、補職の時期は疑もなく天平四年の夏と知られるであらう。依つて次に岳の敍任の順序を記するして見ると、天平二年に六州軍事都督に任せられ、ついで使持節六州大都督に昇格した(これ上を意味するものと思はれる)、天平四年には六州大都督の廢止に伴うて京畿大都督に轉補され、獨り京畿のみならず六州の軍事をも總督し、かつ侍中孫騰等と協力して朝政を補佐することとなつた、其の後元象

襄が入朝補政するに及び、京畿大都督兼領軍將軍の重職を去り出で、冀州刺史に就いた、となるであらう。

世宗文襄紀は、文襄が入朝補政して領軍將軍左右京畿大都督（茲には京畿の上に左右の二字を冠して居るけれども其れ無きものとの間に何等權能上の相違なしと認められた）の重任に就いた時期を天平三年にかけ、先の清河王岳傳の紀年と著しく相違を見るであらう。之れを要するに然し乍ら文襄紀に比して編纂年代の古い許りでなく、史料としての價值も高い魏書^二孝靜紀に依つて文襄の動靜を調べて見ると、文襄が起家して散騎常侍驃騎大將軍左光祿大夫儀同三司太原郡開國公の官爵を授與されたのは漸く天平二年十一月丙寅のことであり、使持節尚書令大行台大都督として父高歡の開いた霸府の職に就いたのは翌天平三年である、而して鄴城に來朝したのは興和元年夏五月であり、然も文襄は之れより始めて鄴城に在つて朝政を輔佐し、以つて高歡廢の武定四年十一月に及んだのである。

顯祖文宣紀の紀年には問題は無い。文宣は武定五年兄文襄が父の後を繼いで晉陽に在薄すると同時に、代つて朝政を輔佐して京畿大都督と爲り、武定七年八月文襄が晉陽で飛禍に斃れるまで其の任に在つたのである。

立戻つて、東魏の京畿大都督は如何なる職權を有

ある（此間二回許り晉陽に赴いて居る）。果して左様だとすれば、啻に文襄紀の天平三年が興和元年の誤傳であるのみならず、同紀に天平元年とあるは天平三年の誤

であり、元象元年とあるは興和元年後の某年の誤であることが明かにされるであらう。之れを要するに清河王岳傳の紀年の方が正しいのであつて、文襄は興和元年に清河王岳と入れ代り入朝補政して領軍將軍京畿大都督の職に就いたのである。但し魏書^二孝靜紀興和四年夏四月辛卯の條に「以領軍將軍婁昭、爲大司馬」とあれば、領軍將軍の方はやがて他の者に譲つたことが判る。

したものであらうか。前掲の清河王岳傳に「天平二

年、除侍中六州軍事都督、^(中)除使持節六州大都督冀州大中正、俄拜京畿大都督、其六州事、悉詣京畿」とあり、魏書官氏志に「永安已後、遠近多事、置京畿大都督、^(中)總軍人」とあつて、「天平四年夏、罷六州都督、悉隸京畿、其京畿大都督、仍不改焉、立府置佐」とある。従すれば、國初京畿大都督をして京畿則ち司州の

軍事を掌せしめた外、別に六州都督を建て、京畿の外周一帯の軍事を掌握せしめて居たが、天平四年夏に至つて六州都督を廢罷して、其の地の兵權を盡く京畿大都督に移管したことが明瞭であらう。従つて天平四年以後に於ける京畿大都督の管轄區域は、頗る廣範圍に爲つた譯である。次に北齊書卷孝昭紀序や同書卷十琅邪王儼傳等に依れば、北齊時代の京畿大都督⁽¹⁶⁾が京師に於いて若干の軍兵を統領して居り、其れを京畿兵或は京畿軍と呼稱したことを探るのであるが、東魏時代の京畿大都督に就いても同様の事

を類推して誤あるまい。終りに領軍將軍と如何なる關係に在つたかと云ふに、北齊書卷八後主武平二年冬十月の條に、京畿大都督を廢し其の管轄を領軍將軍に移した旨を傳へて、「罷京畿府、入領軍府」と有るに依れば、東魏北齊の二朝を通じ領軍將軍と京畿大都督とは全然對立的なもので、其の間何等統屬關係の無かつたことが窺はれるであらう。

さて以上論證する所に依つて、京畿大都督の管轄區域が天平四年以後著しく擴張されたこと、並びに京師に於いて若干の軍兵を保持して居たことが判つた。併し近衛軍を率ゐて天子の宿衛儀仗に當ると共に、四中府軍を總統して京城の外廓防禦に任じて居た領軍將軍との關係が對立的であるに於いては、京畿大都督の職とする所は甚漠然たるものと免れず、單に領軍將軍と相表裏して、京畿及び傍近諸州の警備を一層嚴固ならしめるに過ぎなかつたかの如くである。けれども事實はさうでなく、恰も後魏末の京畿

大都督に似た職能を保持したのである。事新しく言ふ迄もなく東魏の實權者は高氏であり、彼は霸府を并州晉陽城に開いて鄴城には居らず、鄴城には自己の代理者を派遣して朝政の監督に任じて居たのであるが、先掲の清河王岳傳・文襄文宣兩紀に徵して明かなるが如く、天平四年より武定七年に至る凡十三年間——東魏は一代十七年である——其の重責に就いた者は、高歡の從父弟として威望の地位に在つた清河王岳（尤も岳は孫騰と協^一）、高歡の長子でありやがて霸府の主と爲つた文襄高澄、及び高歡の第二子であり兄高澄横死後霸位を襲ひついで東魏の禪を受けた文宣高洋の三人であつた。然も此三人が殆ど十三年の間次々に京畿大都督を繼承し獨占したのである。果して左様だとすれば、既に胡三省も「高歡遷魏主於鄴、身居晉陽、以其子、爲京畿大都督、防遏内外、故有京畿軍士」⁽²⁾と指摘した様に、京畿大都督の職能の中に、方面の兵權を掌握して暗に魏帝の監視に當ると

云ふ重大責務の有つたことが疑ないであらう。否之れこそ彼の職責の主要なものであつたと思はれる。

而して又、斯く京畿大都督に委任された責務が大であり、其の職に就く者の威望が重かつたとすれば、縱令制度上京畿と領軍とは對立的なもので其の間何等統屬關係が無かつたにもせよ、京畿の持つ實權は遙に領軍將軍を壓して居た筈で、鄴城及び附近一帶の地に於ける軍事の最高機關は京畿大都督であつたと言つて差支へあるまい。因みに言ふ。清河王岳や文襄が領軍將軍を兼ね或は文宣が領軍將軍に就任した時期もあるが、北齊書卷二万俟普「洛」傳に「天平中、隨父東歸、封建昌郡公、再遷領軍將軍」とあり、魏書卷十孝靜紀興和四年夏四月辛卯の條に「以領軍將軍婁昭、爲大司馬」とあり、同じく武定五年五月甲辰の條に「以領軍將軍可朱渾道元、爲司空」とあり、北齊書卷十薛孤延傳に「後兼領軍將軍、出爲滄州刺史、⁽³⁾中齊受禪」とあるにても知られる様に、一般人臣にして

て補任された場合の方が多いのである。

(14) 墓誌は羅氏の魏書宗室傳注卷一高涼王孤「懿」傳に引用さる。因みに魏書卷十四懿傳には「累遷畿部都督、武泰元年、

余朱榮至河陰、殺戮朝士、營與榮、共登高塚、俯而觀之、自此後、與榮合」とあり、謂ふ所の畿部都督が京畿都督の異稱であらうことは疑ない。なほ茲では畿部都督補任の事實を

〔武泰元年、余朱榮至河陰〕の前にかけて居るが、之れは恐らく話が後先して居るのであつて、墓誌銘通り建義元年七月(武泰元年七月に當る)の補任であらう。

(15) 京畿が司州に同じであることは魏書卷十二孝靜紀天平元年

十一月庚寅の條に「分鄰置臨漳縣、魏郡林慮廣平陽上汲郡黎陽東濮陽清河廣宗等郡、爲京畿」と有るにても疑ない。

(16) 但し北齊時代に這入ると京畿大都督の管轄區域は東魏の天

平四年夏以前に復して京畿のみと爲つた様である。
(17) 通鑑卷一百六十八陳紀文帝嘉元年二月「演令平秦王歸彥、引侍衛之士、向華林園、以京畿軍士、入守門閭」の條。

四 高氏の親軍

(1) 高歡の崛起

所謂「高氏の親軍」の全貌を闡明するには、最早周知の事實であらうけれども、後魏末の風雲に際會し

た高歡が如何にして其の大を爲すに至つたかを回顧して置く必要がある。

北齊書に從へば高歡の先は元來勃海蔣の出にして、祖父高謐なるものが坐法徒鎮されてより遂に懷朔の鎮貫に入り、やがて高樹を経て高歡の代に至つたものゝ如く、高歡その人は懷朔に於ける鮮卑の豪宗婁氏の女を夫人とし、彼が最初後魏の世宗末近く鎮の下級將校たる隊主に任用され得たのは婁氏一族の力に依ると言ふ。さて世宗肅宗初と言へば、恰も北鎮の民が多年世路の險峻なるに加へて、洛陽人士の心なき陵侮に盡く痛憤し陰に闕観の念を抱いて居た時なれば、彼高歡も亦北邊の一鎮民として人並の憤懣を禁じ得なかつたに相違ない。否、進んで時弊革を己が任務とする野心の萌芽が絶無ではなかつたかも知れない。けれども當時彼の占め得た實際の地位は高々懷朔鎮の一卑官に止どまり、特に大なる勢力を保持して居たのではなかつた。肅宗正光五年

春三月沃野鎮人破落汗拔陵なる者に依つて北鎮反亂の火蓋が切られるや邊垂の諸鎮諸州は相繼いで之れに響應し或は反徒となり或は避難逃亡の民となつて漸次南下の形勢を示したるに依り、忽の中に北支の野も山も動亂の巷と化し去つた。高歡が新らしき自己の運命を開拓す可く、一族親黨と共に激動の天地に乗り出したのも此秋のことである。彼は先づ柔玄鎮人杜洛周を首魁とする一派の反軍に馳せ参じ、ついで杜洛周を去つて葛榮の反軍に加つた。然し乍ら長く反徒に組するの不利なるを悟つて、転て身を轉じて一旦山西の梶雄余朱榮の下に投じたのである。

話し變つて、余朱榮は山西秀容の出と言はれ早くより方面の一勢力を形成して居た人であるが、北鎮擾亂に引續く北支の混亂期に際しては、よく附近横行の凶賊を討伐して山西の治安維持に任ずる一面に於いては、魏書四十高涼王孤「天穆」傳に「北鎮紛亂、

所在蜂起、六鎮蕩然、無復幕捍、惟榮當職路衝、招聚散亡」とあり、之れを北齊書周書列傳に徵して一層明瞭なるが如く、盛んに南下し來れる北鎮北邊州の反民乃至避難民を自己の麾下に招聚するに努めたのである。されば余朱榮が武泰元年肅宗暴崩の飛報を得て山西より出動する頃には、彼の旗下に屬し彼の勢力圈内に安置された北鎮州の民は、既に相當の數に達して居たと思はれる。然し乍ら余朱榮が最も多く反民を得たのは、葛榮討伐後のことである。葛榮は先に賊首鮮于修禮の亡き後、彼に代つて河北の野に反軍を指揮しつゝあつた者で、刻々勢を増大して冀定滄瀛殷の五州に及び、余朱榮が長驅して洛陽の實權を掌握した武泰建義の交には、最早相州鄆城を包圍せんとする形勢に在つた。茲に於いてか余朱榮は更に葛榮を討つて、山西洛陽のみならず河北の地にも不動の地歩を確立せんと決意し、建義元年九月自ら精兵七萬に將として葛榮擊滅に向ひ、同月乙亥大

いに滏口に彼を敗つて其の部衆を盡く降服せしめる
ことを得た。而して當時數十萬と號せられ、いくら
内輪に見積つても二十萬には達したと思はれる夥し
い降民（無論この中には反徒の）に對しては、次の如き機
速の處置に出たのである。則ち魏書卷十七 尔朱榮傳に

大破之於陳。擒葛榮。餘衆悉降。榮以賊徒既衆。
若卽分割。恐其疑懼或更結聚。乃普告勒各從所
樂親屬相隨任所居止。於是羣情喜悅。登卽四散。
數十萬衆。一朝散盡。待出百里之外。乃始分道
押領。隨便安置。咸得其宜。擢其渠帥。量才授
用。新附者咸安。時人服其處分機速。

とあり、北齊書卷一 神武紀に

時（余朱榮嗜殺後である）世隆度律彥伯。共執朝政。天光
據關右。兆據并州。仲遠據東郡。各擁兵爲暴。
天下苦之。葛榮衆流入并肆者。二十餘萬。爲
契胡陵暴。皆不聊生。大小二十六反。誅夷者半。

猶艸竊不止。兆患之。問計於神武。神武曰。六

鎮反殘。不可盡殺。宜選王素服心者。私使統焉。
若有犯者。直罪其帥。則所罪者寡。兆曰。善誰
可行也。

とあり、此等に徵して明かなるが如く、最初葛榮の部
衆の降服に當つて其の欲する所に赴くを許し、つい
て部衆が四方に分散し始めるや、巧みに之れを誘導
するの方針を取つたのであるが、其の中余朱榮の根
據方面に移された數は二十萬と言はれ最も多かつ
たことが看取されるであらう。因みに二十萬の部衆
の概ねが魏の北鎮北邊州の反徒の遺餘であつたこと
は疑ないが、なほ北齊書周書の列傳に依れば後年東
西兩魏に仕へて其の名をなした韓賢・任延敬・張保
洛・張瓊・王紘・可朱渾元・宮莊公・洛生・晉蕩公・護趙
貴・獨孤信・竇熲などは、總べて此の時余朱榮に歸し
た北鎮州の華漢の民であつた。

立戾つて高歡の其の後の行動である。先に余朱榮
に投じた高歡は漸次彼の信任を得たらしく、やがて

北齊書神武紀に「累遷第三鎮人會長、常在榮帳内」と

魏書卷七十五 尔朱兆傳に

有るが如く、第三鎮人會長に登用されたのである。
第三鎮人會長とは第三領民會長と言ふに同じで（此外一或は第二領民）、余朱榮の領内に前後安置された北鎮州の遺民分統を職とするものであつた。而して高歡が始めて自己の根據地らしいものを手にするを得たのは、余朱榮横死のやゝ前に彼の推輓に依つて晉州刺史に任命された時に始まるが、恐らく此時高歡は一族親黨許りでなく、若干の手兵を領して任地に赴いたに相違なく、手兵の如きは北鎮州の遺民が大部分を占めたと考へられる。其の後永安三年九月に余朱榮が暗殺されて、余朱氏の陣營に一抹の暗影を投じた。のみならず新に余朱氏の宗主と爲つた兆は歩藩の侵寇を持て餘して晉州に在る高歡に援助を求めるに至つた。高歡が竊に余朱氏に代つて鼎輔の重きに任せんと欲し、かつ余朱氏の手より北鎮州の遺民の大部分を奪ひ取つたのは、正に此頃のことである。

初榮既死。莊帝詔河西人紇豆陵步蕃等。分襲秀容。兆入洛後。步蕃兵勢甚盛。南逼晉陽。兆所以不暇留洛。回師禦之。兆雖驍果。本無策略。頻爲步蕃所敗。於是部勒士馬。謀出山東。令人頻徵獻武王（高歡）於晉州。乃分三州六鎮之人。令王統領。既分兵別營。乃引兵南出。以避步蕃之銳。步蕃至於樂平郡。王與兆。還討破之。斬步蕃於秀容之石鼓山。其衆退走。
とあり、北齊書卷二十一 慕容紹宗傳にも同じ事を傳へて
紇豆陵步藩。逼晉陽。余朱兆擊之。累爲步藩所破。欲以晉州徵高祖共圖步藩。紹宗諫曰。今天下擾擾。人懷覬覦。正是智士用策之秋。高晉州才雄氣猛。英略蓋世。譬諸蛟龍。安可借以雲雨。兆怒曰。我與晉州。推誠相待。何忽輒相猜阻。橫生此言。便禁止紹宗。數日方釋。遂割鮮卑。隸高祖。高祖共討步藩滅之。

とあり、高歡が歩藩討伐の際に余朱兆より晉陽方面の三州（井肆汾の三州）に安置されて居た北鎮州の遺民の多くを——鮮卑最も多し——割與されるに至つた事情を傳へて詳細である。北齊書神武紀は遺民獲得の時期を歩藩討滅直後の如く傳へ、然も敍述頗る小説的であるが、何れにもせよ此頃高歡が新に遺民の大部隊を旗下に收めて、愈々其の驥足を伸す可き素地を作つたことは疑ないのである。時に長廣王暉の建明年間（西暦五三〇年末より）であつた。なほ建明二年二月（西暦五一年）に余朱氏は長廣王を廢めて前廢帝元恭を位に即け、併せて普泰と改元した。

高歡が一度遺民の多くを領有するや、其れは慕容紹宗の憂懼した如く恰も蛟龍一時に雲雨を得るの概があつた。高歡は間もなく晉州を後に、東して河北に出で冀州信都に根據地を移した。而して同年六月には早くも余朱氏に向つて挑戦し、十月には魏の宗室の一人なる元朝即ち後廢帝の奉戴を了へ、堂々自

己の抱懐せる意圖を天下に明示したのである。明けて普泰二年正月には相州鄆城に霸府を進め、閏三月余朱氏の聯合軍を大いに鄆城附近に破り、勝に乘じて直ちに馬を洛陽に馳せて四月難なく之れに入城し、魏主元恭（前廢帝）元朗（後廢帝）の廢位と元脩（孝武帝）の新立とを行ひ、遂に余朱氏に代つて洛陽の政權を掌握し去つたのである。而して七月には遠く余朱氏の肺腑を衝いて晉陽城を拔き（此時高歡霸府を）、翌年正月（西暦五二三年）余朱兆を追撃して自殺に至らしめた。

かくて余朱氏は全く倒れ、高歡の霸業は一先づ成就するを見たのである。時に彼が北鎮州の遺民獲得の年より僅々二個年の歲月を経過せるに止どまる。實に神速と言ふ可きである。然もこの神速なる行動と連勝の結果とを得しめたものは、主として北鎮州遺民の奮戰力鬪であらねばならぬ。

（2）高氏の親軍

高歡が余朱氏の殲滅に成功して霸權を握らんとす

る頃（永熙二年正月）、關西に在つては宇文泰が着々として地盤の建設に努力して居たが、其の後高歡との間に隙を生じた魏主孝武帝は宇文泰に頼つて關西に走つて了つた。依つて高歡は新に魏の一族元善見（孝靜）を

戴いて天平と改元し、天平元年十月鄴城遷都を決し十一月車駕を新都に迎へた。茲に及んでか後魏は

完全に東西に分裂を見、自後高歡高洋高澄と父子三代十七年の間、高氏は霸府を晉陽に置き、別に鄴城には腹心を駐劄せしめて朝政の監督に任じたのである。

然らば先に高歡の親軍と爲つた北鎮北邊州の遺民は、其の後どう爲つたであらうか。北齊書卷十趙郡王琛傳に

及斛斯椿等覺結。高祖將謀内討。以晉陽根本。召琛留掌後事。以爲并肆汾大行台僕射領六州九

會長大都督。其相府政事。琛悉決之。

と有る（彼は代人則ち）のである。依つて此等を綜合して見るに、高歡が専朱氏の根據地たる并州を奪つて晉陽に出動せんとするに當り、弟高琛を留どめて晉陽方面に分在せる九會長を都督せしめたことを言ふたものである。魏書卷十孝靜紀天平三年二月丁酉の條に

詔加齊文襄王使持節尚書令大行臺大都督。以鮮卑高車會庶。皆隸之。

とあり、之れは既に鄴城遷都の後、長子高澄をして晉陽方面の鮮卑や高車の諸會長を總統せしめた事を示すものである。又北齊書卷十斛律金傳に

高祖到。仍從破密（高仲密）である。軍還除大司馬。改

封石城郡公邑一千戶。轉第一領民會長。

とあり（彼は朔州數勤部の人と言はる、時に東魏武定初なり）。同書卷十薛孤延傳に

後隸高祖。爲都督。仍從起義。破専朱兆於廣阿。

因從平鄴。（略）從追専朱兆於赤壁嶺。除第一領民會長。

と有る（彼は代人則ち）のである。依つて此等を綜合して見るに、高歡が専朱氏の根據地たる并州を奪つて

茲に自らの勦府を定めついで彼を全滅に至らしめた頃、自己の親軍であり手兵である北鎮州の遺民を晉陽方面に安置し、かづ余朱氏に同じく各々其の首長を立て、分統せしめたことを知るであらう。なほ遺

州武定元年置治肆

武州 武定三年，始立州城。治鴈門川。

西夏州
州界。其

中略

太延二年、置薄脣

靈州 太延二年，置靈州，治銀州。孝昌中，改後陝州。屬西平郡。縣界與汾州隰城縣同。

前自恆州已下十州，永安已後，禁旅所出。戶口之數，竝不得知。

と有るのである。さて朔・雲・西夏・蔚の四州は并州の界に、顯・靈・靈の三州は汾州の界に、恆・廓の二州は肆州の界に寄治して居るのであるから、十州中のは肆州まで并肆汾三州に偏居し、唯武州のみ獨立して居た譯である。次に各州の來歴を尋ねると、蔚朔

觀の手に歸したに相違ない。

翻つて魏書卷一百 地形志を見ると

昌中陷天

朔州本涉原郡_{延和二年置爲鎮後改爲懷}孝昌中改爲州後陷今寄治并州界

中舊置

中略

中改憲荒集第一

顯州 永安中置治汾州六壁城。

中略

靈の三州は總べて後魏時代北邊の雄鎮たりし懷荒・
禦夷・懷朔・薄骨律鎮の後である。又恆州は昔後魏の
帝都であつた州の後身であり、雲州は元の朔州であ
り、西夏州は恐らく夏州の後に相違ないと共に、三州
は孰れも後魏時代一度は鎮の設置を見、鮮卑その他
の部民の配備永屯せしめられた者が頗る多く、然も
北鎮反亂に際しては殆ど總べて之れに參加し、さも
なくば避難民として南下したものである。されば
以上蔚・朔・靈・恆・雲・西夏の六州を并肆汾三州方面
に僑置した理由は、舊北鎮北邊州の遺民安插に在る
は至極明瞭である。殘る顯廓盜の三僑置州及び武州
に就いては今一々之れを明かにし難いけれども、恐
らく同様の目的を有したものと見て誤あるまい。果
して左様だとすれば、之れを先に論明した事實に照
合し、高歡が前後獲得した北鎮北邊州の遺民を安撫
した地は、正に此等の諸州であつたことが判明する
であらう。否、地形志に「前自恆州已下十州、永安已

後、禁旅所出、戸口之數、並不得知」とあるに依れば、
高氏が霸業成就後も此十州に安置した遺民を以つて
長く自己の親軍を形成せしめたことが疑ない筈であ
る。然も地形志が十州より禁旅の出る旨を言ひ乍
ら、此等の州を寄治させて居る并肆汾の三州から禁
旅が出るとは少しも傳へて居ない事實は、高氏の親
軍が殆ど全く安置された彼等遺民のみより形成さ
れ、北鎮反亂以前より并肆汾に定住せる者を混へな
かつた事を物語ると言はねばならぬ。而して又、北
齊書卷二 蔡容紹宗傳に「遂割鮮卑、隸高祖」とあり
(此條の前後)、同書神武紀に高歡が愈々余朱氏に挑戦せ
んとする際、旗下の士に對して「爾鄉里難制、不見葛
榮乎、雖百萬衆、無刑法、終自灰滅、今以吾爲主、當與
前異、不得欺漢兒、不得犯軍令、生死任吾則可」と言う
たとあり、魏書孝靜紀天平三年一月丁酉の條に「詔加
齊文襄王使持節尚書令大行台大都督、以鮮卑高車舍
庶、皆隸之」と有るなどに徵して明かなるが如く、高

歎が前後獲得して安插した遺民の大部分が鮮卑であつたとすれば、高氏の親軍の根幹をなすものが何者であつたか言はずして分明であらう。實に高歎崛起の時より東魏一代を通じ、常に高氏の親軍と爲つて創業守成の大功を全ふせしめたものは、彼等北鎮北邊州の遺民就中鮮卑部民に外ならなかつたのである。

高氏の親軍に関する考説は大體終へた。然し地形志に就いてはなほ若干説明す可き事項が残つて居る。今地形志に誤ないとすれば、蔚顯の二州は永安中、雲州は永熙中、洛州は天平二年、靈州は天平中、滻州は興和中、廓武の二州は武定元年の設置であり、朔州西夏州の備置年代は不明である。⁽¹⁸⁾所で既述の如く余朱氏が最も多く北鎮州の遺民を得たのは、葛榮討伐直後（永安元年九月）のことであつた。一方北齊書神武紀の一節に「葛榮衆流入并肆者、二十萬」とあり、魏書

「乃分三州六鎮之人、令王統領」とあり、謂ふ所の三州とは并肆汾を指すと思はれる。さすれば余朱榮の遺民安撫地が何處であつたか明瞭であると共に、永安中に蔚州を并州に顯州を汾州に備置したのは、彼等遺民の安撫を目的とするものであつたに相違なく、かう云ふ事が早く余朱氏の時代から實行されて居たことを知るであらう（因みに余朱氏が備置した州は蔚顯二州の外にも有つたと推定される）。次に永熙二年正月は高歎が鄴城遷都を斷行した年である。又興和武定は共に東魏の年號である。然れば雲・恆・靈・靈・靈・廓武の六州は何れも高歎時代に漸次的に設置されたものとなるが、斯く年を追うて置州の數を増加して行つたことは、さうすることに依つて北鎮州の遺民則ち高氏の親軍の母體たる可きものゝ統轄を一層利便ならしめんが爲めであつて、安撫地域の擴大を意味するものではないと推定される。終りに地形志に「永安已後、禁旅所出」とあるに就いて

ある。永安年間は未だ余朱榮全盛の時代であるから、地形志の所傳はやゝ解し難い様にも感じられるであらう。然し事實はさうではない。高歡が始めて晉州刺史に補任されたのは余朱榮暗殺のやゝ前、則

ち永安年間のことであり、かつ其の時彼の率ゐた若干の手兵が概ね先に余朱榮に依つて并肆汾三州の間

に安置されて居た北鎮州の遺民であつたらうことは前にも述べた通りである。又高歡が歩藩討伐の際多

く獲得した部隊も、同じ地方に安置された遺民であ

つた。のみならず高歡は霸權樹立後、彼等遺民を舊の并肆汾方面に再安置したのである。さすれば高歡

の親軍は永安以後并肆汾に偏置された遺民より出た

と言ふて少しも差支へなく、地形志の「永安已後、禁

旅所出」の眞意も亦其處に在ることが明瞭であらう。

(18) 地形志の所傳に誤ないとすれば、孝武帝が關西に走る頃晋

陽方面に偏置されて居たことの明かな州は蔚・顯・雲の三州

に過ぎない。否之れに設置年代の不明な朔州と西夏州とを

加算して見てもやつと五州である。讃つて本項に引用した

北齊書卷十三趙郡王琛傳に「領六州九僉長大都督」とあるに依れば孝武帝入關の頃晋陽方面に偏置された州は既に六州に達して居た筈となり、上の地形志の所傳と多少相違するを見るであらう。然し何れに誤謬ありや何れに判定するを得ないのである。(昭和十一年二月一日稿)

魏晉南北朝通史に詳述された通りである。

追記、北鎮反亂及び動亂擴大の原因として、魏の一般綱紀の頽廢及び近衛軍の墮落などの舉げらる可きは、既に岡崎博士の魏晉南北朝通史に詳述された通りである。